

大阪市女性活躍リーディングカンパニー表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業実施要綱（平成26年10月1日施行）第8条第2項の規定に基づく表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賞の種類及び件数)

第2条 賞の種類は最優秀賞及び優秀賞とし、両賞を併せて10件以内とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は年に1回、市長からの表彰状及び記念品の贈呈をもって行う。

(被表彰者の決定)

第4条 外部の有識者から成る「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」市長表彰選考会（以下「選考会」という。）の意見を聴取して、市長が決定する。

(選考会)

第5条 選考会は、事業の企画運営や企業経営、企業における女性の活躍を促進する職場環境や就業条件の整備等、種々の事項に関し豊富な知識と高い見識を有する者3名の選考委員から成る。

(座長)

第6条 選考会に座長をおき、委員の互選によりこれを選出する。

2 座長は選考会の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が座長の職務を代行する。

(表彰の事務)

第7条 表彰に関する事務は、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 表彰の実施に関し、必要な事項は、別途市民局長が定める。

附則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。